

【留意事項】

- (1) 運用容量値は、電圧や系統安定度などの制約により、変わる場合があります。備考欄をご参照願います。
 ※1 1回線送電線(1バンク運用)のため1回線(1バンク)設備容量を記載
 ※2 3回線送電線(3バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し2回線(2バンク)分の容量を記載
 ※3 4回線送電線(4バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し3回線(3バンク)分の容量を記載
 ※4 5回線送電線(5バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し4回線(4バンク)分の容量を記載
 ※5 1回線(1バンク)故障時の電源抑制や系統切替を前提に時間を限定して使用できる設計上の熱容量を考慮
 ※6 ループ系統構成(電源線を含む)を考慮
- (2) 空容量は目安であり、系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、空容量が変更となる場合があります。
 (3) 原則として熱容量に基づく空容量を記載しております。その他の要因(電圧や系統安定度など)で連系制約が発生する場合があります。
 (4) N-1電制適用可否欄には、熱容量制約の解消を目的とした当該設備へのN-1電制の適用可否の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可否が変更となる場合があります。適用不可の場合の理由は以下のとおりです。
 #1 基幹系ループ系統のため
 #2 1回線送電線のため
 #3 1バンク変電所(分割運用等含む)のため
 #4 配電用変電所のため(高圧電源の系統連系の場合、N-1電制は対象外となります。)
 #5 安定度制約のため(制約が確認できているもの)
 #6 2回線送電線の分割運用等のため
- (5) N-1電制適用可能量欄には、熱容量制約の解消のため当該設備にN-1電制を適用した場合の適用可能量(上位系考慮なし)の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可能量が変更となる場合があります。なお、高圧系統に接続される電源の場合、N-1電制は対象外となります。
 (6) 発電設備等が連系する変圧器によっては、別途バンク逆潮流対策が必要になる可能性があります。
 (7) 3年以内に増強した系統へ連系する場合は、空容量の範囲内であっても、増強工事費の一部を負担いただくことがあります。
 (8) 社会的に影響を与えることが懸念される重要施設への供給系統に関する情報や、電力供給契約が特定できるような第三者情報などについては、公開しておりません。
 (9) 個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電源線や専用線等であり、設備容量、運用容量、N-1電制可否、N-1電制可能量を非公開とする設備は、備考欄に「◇」を記載しております。

〔19 武雄、東佐世保地区〕

送電線 No	送電線名	電圧 (kV)	回線数	設備容量 (100%×回線数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量 制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用 可否	N-1電制 適用可能量 (MW)	ノンファーム 型接続	ノンファーム適用系統		備考
							当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系のノンファーム設備	
1	松浦火力線	500	2	7,144	3,572	熱容量	0	0	不可 #5	-	適用	対象	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 周波数面での制約により、当該 設備への新規接続不可
2	西九州武雄線	220	2	1,224	703	熱容量	236	0	不可 #1	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
3	西佐世保武雄線	220	2	1,224	703	熱容量	0	0	可	521	適用	対象	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
4	東佐世保分岐線	220	2	2,472	1,298	熱容量	707	0	不可 #1	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
5	長崎幹線	220	2	730	351	熱容量	351	0	可	379	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
6	松島火力線南線	220	2	2,064	1,083	熱容量	0	0	可	554	適用	対象	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
7	松島火力線北線	220	2	2,172	1,297	熱容量	1,059	0	不可 #1	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	※5 基幹系統の安定度制約
8	大村北線	110	2	158	90	熱容量	31	0	可	68	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による 制約
9	田平分岐線	66	2	64	36	熱容量	0	0	可	23	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約
10	吉井平戸線	66	2	64	64	熱容量	0	0	可	0	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	※5 基幹系統の安定度制約
11	吉井志佐線	66	2	102	58	熱容量	23	0	可	44	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武 雄線)による制約
12	佐々分岐線	66	2	158	82	熱容量	61	0	可	76	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武 雄線)による制約
13	相浦吉井線	66	2	260	130	熱容量	0	0	可	55	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約
14	相浦大久保線	66	2	132	75	熱容量	75	0	可	57	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武 雄線)による制約
15	大野分岐線	66	2	64	36	熱容量	36	0	可	28	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武 雄線)による制約

[19 武雄、東佐世保地区]

送電線 No	送電線名	電圧 (kV)	回線数	設備容量 (100%×回線数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用可否	N-1電制適用可能量 (MW)	ノンファーム型接続	ノンファーム適用系統		備考
							当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系のノンファーム設備	
16	相浦木風線	66	2	300	165	熱容量	147	0	可	135	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
17	熊野分岐線	66	2	92	50	熱容量	50	0	可	42	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
18	東佐世保木風線	66	2	294	161	熱容量	161	0	可	133	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
19	日字分岐線	66	2	172	86	熱容量	86	0	可	86	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
20	東佐世保早岐線	66	2	158	82	熱容量	79	0	可	76	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
21	東佐世保面高線	66	2	184	105	熱容量	56	0	可	79	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
22	江迎分岐線	66	2	64	32	熱容量	10	0	可	32	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
23	面高瀬戸線	66	2	158	82	熱容量	53	0	可	76	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
24	大島分岐線	66	2	158	79	熱容量	77	0	可	79	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.21 東佐世保面高線)による制約
25	波佐見分岐線	66	2	64	36	熱容量	29	0	可	28	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
26	有田分岐線	66	2	130	65	熱容量	58	0	可	65	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
27	東佐世保武雄線	66	2	184	92	熱容量	83	0	可	44	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
28	木風山代線	66	2	370	212	熱容量	188	0	可	158	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
29	武雄大村線	66	2	94	54	熱容量	24	0	可	40	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
30	嬉野分岐線	66	2	64	36	熱容量	18	0	可	28	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
31	東彼杵分岐線	66	1	51	51	熱容量	50	0	不可 #2	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
32	川棚分岐線	66	2	64	32	熱容量	30	0	可	32	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
33	武雄塩田線	66	2	102	58	熱容量	29	0	可	44	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
34	塩田鹿島線	66	2	78	44	熱容量	27	0	可	34	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
35	西佐世保相浦線	66	2	512	281	熱容量	0	0	可	227	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約
36	木風佐世保線	66	2	260	130	熱容量	130	0	不可 #3	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
37	針尾分岐線	66	2	186	102	熱容量	88	0	可	84	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.21 東佐世保面高線)による制約
38	面高D線	66	2	158	79	熱容量	78	0	不可 #6	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.21 東佐世保面高線)による制約
39	七浦幹	22	1	16	16	熱容量	16	0	不可 #2	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
40	太良幹	22	1	16	16	熱容量	2	0	不可 #2	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約

[19 武雄、東佐世保地区]

送電線 No	送電線名	電圧 (kV)	回線数	設備容量 (100%×回線数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量 制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用 可否	N-1電制 適用可能量 (MW)	ノンファーム 型接続	ノンファーム適用系統		備考
							当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系のノンファーム設備	
41	紐差	22	1	16	16	熱容量	3	0	不可 #2	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世 保武雄線)による制約
42	生月	22	1	16	16	熱容量	5	0	不可 #2	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世 保武雄線)による制約
43	松浦西部	22	1	16	16	熱容量	16	0	不可 #2	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世 保武雄線)による制約
44	松浦東部	22	1	16	16	熱容量	16	0	不可 #2	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世 保武雄線)による制約
45	北松南部	22	1	16	16	熱容量	4	0	不可 #2	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世 保武雄線)による制約
46	相浦西部	22	1	16	16	熱容量	16	0	不可 #2	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世 保武雄線)による制約
47	西彼	22	1	16	16	熱容量	3	0	不可 #2	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
48	伏原北部	22	1	16	16	熱容量	1	0	不可 #2	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(変電所No.1-2武雄) による制約

【留意事項】

- (1) 運用容量値は、電圧や系統安定度などの制約により、変わる場合があります。備考欄をご参照願います。
 ※1 1回線送電線(1バンク運用)のため1回線(1バンク)設備容量を記載
 ※2 3回線送電線(3バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し2回線(2バンク)分の容量を記載
 ※3 4回線送電線(4バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し3回線(3バンク)分の容量を記載
 ※4 5回線送電線(5バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し4回線(4バンク)分の容量を記載
 ※5 1回線(1バンク)故障時の電源抑制や系統切替を前提に時間を限定して使用できる設計上の熱容量を考慮
 ※6 ループ系統構成(電源線を含む)を考慮
 (2) 空容量は目安であり、系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、空容量が変更となる場合があります。
 (3) 原則として熱容量に基づく空容量を記載しております。その他の要因(電圧や系統安定度など)で連系制約が発生する場合があります。
 (4) N-1電制適用可否欄には、熱容量制約の解消を目的とした当該設備へのN-1電制の適用可否の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可否が変更となる場合があります。適用不可の場合の理由は以下のとおりです。
 #1 基幹系ループ系統のため
 #2 1回線送電線のため
 #3 1バンク変電所(分割運用等含む)のため
 #4 配電用変電所のため(高圧電源の系統連系の場合、N-1電制は対象外となります。)
 #5 安定度制約のため(制約が確認できているもの)
 #6 2回線送電線の分割運用等のため
 (5) N-1電制適用可能量欄には、熱容量制約の解消のため当該設備にN-1電制を適用した場合の適用可能量(上位系考慮なし)の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可能量が変更となる場合があります。なお、高圧系統に接続される電源の場合、N-1電制は対象外となります。
 (6) 発電設備等が連系する変圧器によっては、別途バンク逆潮流対策が必要になる可能性があります。
 (7) 3年以内に増強した系統へ連系する場合は、空容量の範囲内であっても、増強工事費の一部を負担いただくことがあります。
 (8) 社会的に影響を与えることが懸念される重要施設への供給系統に関する情報や、電力供給契約が特定できるような第三者情報などについては、公開していません。
 (9) 個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電源線や専用線等であり、設備容量、運用容量、N-1電制可否、N-1電制可能量を非公開とする設備は、備考欄に「◇」を記載しております。

〔19 武雄、東佐世保地区〕

変電所No	変電所名	電圧(kV)		台数	設備容量(100%×台数)(MW)	運用容量値(MW)	運用容量制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用可否	N-1電制適用可能量(MW)	ノンファーム型接続	ノンファーム適用系統		備考	
		一次	二次					当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系のノンファーム設備		
1-1	武雄	220	110	2	247	137	熱容量	84	0	可	110	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2 武雄)による制約	
1-2	武雄	220	66	2	261	176	熱容量	0	0	可	85	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	※5 基幹系統の安定度制約	
-	武雄	110	66	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	空き容量ほかは上記に包括
1-3	武雄	66	6	3	47	47	熱容量	3	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約	
2	東佐世保	220	66	1	285	285	熱容量	244	0	不可 #3	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	※1 基幹系統の安定度制約	
3-1	大村	110	66	2	180	106	熱容量	47	0	可	74	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2 武雄)による制約	
3-2	大村	66	22	1	11	11	熱容量	2	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(変電所No.1-2 武雄)による制約	
3-3	大村	66	6	2	33	33	熱容量	7	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2 武雄)による制約	
4	西佐世保	220	66	2	472	296	熱容量	11	0	可	176	適用	対象	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約	
5-1	平戸	66	6	2	28	28	熱容量	10	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約	
5-2	平戸	66	22	2	22	22	熱容量	0	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約	
6	田平	66	6	1	9	9	熱容量	1	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約	
7	江迎	66	6	2	28	28	熱容量	0	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約	
8-1	志佐	66	6	2	38	38	熱容量	6	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約	
8-2	志佐	66	22	2	28	28	熱容量	14	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約	

〔19 武雄、東佐世保地区〕

変電所 No	変電所名	電圧 (kV)		台数	設備容量 (100%×台数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用可否	N-1電制適用可能量 (MW)	ノンファーム型接続	ノンファーム適用系統		備考
		一次	二次					当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系のノンファーム設備	
9	吉井	66	6	2	28	28	熱容量	3	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
10-1	佐々	66	6	2	38	38	熱容量	9	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
10-2	佐々	66	22	1	9	9	熱容量	4	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
11-1	相浦	66	6	1	19	19	熱容量	17	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
11-2	相浦	66	22	1	19	19	熱容量	19	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
12	大野	66	6	2	33	33	熱容量	14	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
13	熊野	66	6	2	33	33	熱容量	14	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
14	大久保	66	6	2	57	57	熱容量	28	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 上位系(送電線No.3西佐世保武雄線)による制約
15	佐世保	66	6	2	57	57	熱容量	28	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
16	日宇	66	6	2	57	57	熱容量	26	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
17	早岐	66	6	2	38	38	熱容量	17	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
18	針尾	66	6	2	38	38	熱容量	13	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
19	面高	66	6	1	19	19	熱容量	12	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
20	大島	66	6	1	9	9	熱容量	8	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
21	波佐見	66	6	2	33	33	熱容量	11	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
22	有田	66	6	3	47	47	熱容量	9	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
23	嬉野	66	6	2	38	38	熱容量	10	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
24	東彼杵	66	6	1	14	14	熱容量	13	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
25	川棚	66	6	2	33	33	熱容量	12	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
26	塩田	66	6	2	33	33	熱容量	9	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
27-1	鹿島	66	22	2	38	38	熱容量	2	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
27-2	鹿島	66	6	2	38	38	熱容量	7	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
28-1	瀬戸	66	22	1	14	14	熱容量	2	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	※1 基幹系統の安定度制約
28-2	瀬戸	66	6	2	25	25	熱容量	7	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約
29	七浦	22	6	1	5	5	熱容量	4	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約
30	太良	22	6	1	5	5	熱容量	0	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(変電所No.1-2武雄)による制約

〔19 武雄、東佐世保地区〕

変電所 No	変電所名	電圧 (kV)		台数	設備容量 (100%×台数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量 制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用 可否	N-1電制 適用可能量 (MW)	ノンファーム 型接続	ノンファーム適用系統		備考
		一次	二次					当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系のノンファーム設備	
		31	馬込					22	6				1	5	
32	紐差	22	6	1	5	5	熱容量	0	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	※1 基幹系統の安定度制約
33	山田	22	6	1	5	5	熱容量	5	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世 保武雄線)による制約
34	生月	22	6	1	5	5	熱容量	5	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世 保武雄線)による制約
35	楠泊	22	6	1	5	5	熱容量	5	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6 送電線No.3,変電所No.4	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(送電線No.3西佐世 保武雄線)による制約
36	西彼	22	6	1	9	9	熱容量	0	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	※1 基幹系統の安定度制約
37	千綿	22	6	1	5	5	熱容量	4	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(変電所No.1-2 武雄) による制約
38	中山	22	6	1	5	5	熱容量	2	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	基幹系統の安定度制約 ※1 上位系(変電所No.1-2 武雄) による制約
39	三里	22	6	1	2	2	熱容量	0	0	不可 #4	-	適用	-	12地区送電線No.3 18地区送電線No.2,3,6	※1 基幹系統の安定度制約